

予防技術検定模擬テスト

— 解説付 —

No. 133

[共通] 問 1 消防法第8条の2の5で定める自衛消防組織に関する次の文章を読み、消防法令上誤っているものを1つ選べ。

- (1) 消防長又は消防署長は、自衛消防組織を置かなければならぬ防火対象物に自衛消防組織が置かれていないと認める場合には、当該防火対象物の管理について権原を有する者に対し、自衛消防組織を置くべきことを命ずることができる。
- (2) 自衛消防組織は、防火管理に係る消防計画における自衛消防組織の業務に関する事項の定めに従い、火災の初期の段階における消火活動、消防機関への通報、在館者が避難する際の誘導その他の火災の被害の軽減のために必要な業務を行うものとする。
- (3) 自衛消防組織には、統括管理者及び総務省令で定める自衛消防組織の業務ごとに1人以上の自衛消防要員を置かなければならない。
- (4) 都道府県知事、消防本部及び消防署を置く市町村の消防長又は法人であって総務省令で定めるところにより総務大臣の登録を受けたものが行う自衛消防組織の業務に関する講習の課程を修了した者は、統括管理者になることができる。

[消防用設備等] 問 1 消防法第17条の2の5第1項前段の規定により、消防用設備等の一部が設備等技術基準に適合しない防火対象物で増築又は改築が行われる場合において、消防法第17条の2の5第2項第2号の政令で定める増築又は改築（以下、「政令で定める増築等」という。）に関する次の文章を読み、消防法令上誤っているものを1つ選べ。ただし、当該消防用設備等は、消防法施行令第34条に規定する適用が除外されない消防用設備等ではないものとする。

- (1) 同一棟で増築が複数回行われた場合、増築に係る部分の床面積を合計して政令で定める増築等に該当するか否かを判断する。
- (2) 同一棟で増築及び改築が行われた場合は、増築を行った部分と改築を行った部分の床面積は合算せずに、それについて政令で定める増築等に該当するか否かを判断する。
- (3) 政令で定める増築等に該当する増築工事を行うことにより、その時点の設備等技術基準に適合することとなった防火対象物において、再度基準が改正されたことにより基準に適合しなくなった場合の基準時は、再び基準に適合しなくなつた時をいう。
- (4) 政令で定める増築等には該当しない増築工事を行うことにより、消防法第17条第2項の規定に基づく従前の火災予防条例で設置義務が生ずる消防用設備等の規模に至った場合は、当該条例に適合するように消防用設備等を設置する必要がある。

[消防用設備等] 問 2 次のうちガス漏れ火災警報設備の設置を要するものとして、消防法令上誤っているものを1つ選べ。ただし、いずれも消防法施行令第21条の2第1項各号

のいずれかに掲げる防火対象物であるものとする。

- (1) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律 第2条第3項に規定する液化石油ガス販売事業によりその販売がされる液化石油ガスが燃料用ガスとして使用されるもの
- (2) ガス事業法第2条第5項に規定する一般ガス導管事業により供給される都市ガスが燃料用ガスとして使用されるもの
- (3) その内部に、消防法施行規則第24条の2の2第3項に掲げる温泉の採取のための設備（温泉法第14条の5第1項の確認を受けた者が当該確認に係る温泉の採取の場所において温泉を採取するためのものを除く。）が設置されているもの
- (4) 可燃性ガスが自然発生するおそれがあるとして消防長又は消防署長が指定するもの

[防火査察] 問 1 消防法の違反処理に関する記述のうち、不適当なものは次のうちどれか。

- (1) 消防法の罰則は、命令違反を前提とする罰則規定と規定違反に対する直接の罰則規定に分類され、規定違反に対する罰則規定を適用するためには、罰則の適用を促すための告発をする必要がある。
- (2) 消防法第3条第2項に基づく措置の措置権者は、消防法第3条第1項の措置権者と異なり、消防長若しくは消防署長又は消防本部を置かない市町村の長である。
- (3) 違反処理基準は、警告、命令、認定の取消しへの移行時期等を示したものであり、警告は、命令の前段的措置として行うのが原則であり、性質上、警告自体には法的な強制力があると言える。
- (4) 消防法第8条の2の3第5項違反については、消防法第46条の5により過料が規定されており、当該過料を適用するためには、消防機関が過料に処せられるべき者の住所地の地方裁判所に通知する必要がある。

[防火査察] 問 2 消防法に基づく命令等の不利益処分を実施する際、行政手続法等に基づく事前手続きを実施しなければならないが、事前手続きに関する記述のうち、不適当なものは次のうちどれか。

- (1) 消防法第8条の2の3第6項に基づく特例認定の取消しを行おうとする場合は、聴聞を実施する必要がある。
- (2) 消防法第5条第1項に基づく改修命令を発動しようとする場合は、緊急性があると認める場合でも必ず弁明の機会を与える必要がある。
- (3) 聆聞の実施に際し、当事者が正当な理由なく欠席した場合は、聴聞を行ったものとして処理することができる。
- (4) 聆聞は行政庁が指名する職員が主宰し、聴聞を行う期日までに相当の期間をおいて、聴聞通知書により不利益処分の名で人となるべき者に対し、通知する必要がある。

[危険物] 問 1 製造所の危険物を取り扱う建築物の技術上の基

消防司令問題

〔消防法規〕

問1 答 (5)

- 解説 (1) ロープ等で明示するため、誤り。
 (2) 火災の調査を行うのに設定できるため、誤り。
 (3) 準用規定によりできるため、誤り。
 (4) 強い権限であるため、誤り。
 (5) 正しい。

〔人事管理〕

問1 答 (4)

- 解説 (1) 正しい。
 (2) 正しい。
 (3) 正しい。
 (4) 異動させない理由であるため、誤り。
 (5) 正しい。

〔行政手続〕

問1 答 (5)

- 解説 (1) 禁止であるため誤り。
 (2) 設備等の設置義務を免除しないため、誤り。
 (3) 確認であるため、誤り。
 (4) 通知であるため、誤り。
 (5) 正しい。

〔警防〕

問1 答 (2)

- 解説 噴煙している階の最下階を火点と判断する。

〔救急〕

問1 答 (2)と(4)

- 解説 テロ災害等の対応力向上としての 止血に関する教育テキスト(受講者用)に記載のとおり。
 (2) 生命の危機が切迫している出血に対して使用した場合は、2時間までは解除の必要はない。一定時間ごとに緩めたり解除したりすることは、出血量を有意に増加させ、結果的に生命予後を悪化させることが報告されている。
 (4) 十分止血効果があることが確認されている。ただし、不十分な場合には、1本目よりさらに中枢側または上腕及び大腿にもう1本別の止血帯を追加する。

問2 答 (3)

- 解説 救急隊員の行う応急処置等の基準のとおり。装備資器材は、消防庁長官が定める。

問3 答 (5)

- 解説 「加害」は「故意に他人によって傷害等を加えられた事故をいう。救急事故等報告要領(昭和39年5月4日付 自消甲教発第18号)参照。

予防技術検定模擬テスト

〔共通〕

問1 答 (3)

- 解説 (1) 消防法第8条2の5第3項参照。

(2) 消防法施行令第4条の2の7参照。

(3) 消防法施行令第4条の2の8第1項参照。
 「1人以上」ではなく、「総務省令で定める員数以上」の自衛消防要員を置く必要があり、具体的な要員の員数等は消防法施行規則第4条の2の11に定められており、同条に定める4つの業務ごとにそれぞれおおむね2人以上の要員を置かなければならないこととされている。

(4) 消防法施行令第4条の2の8第3項第1号参照。

〔消防用設備等〕

問1 答 (2)

解説 (1) 正しい。消防法第17条の2の5第1項及び同条第2項第2号、消防法施行令第34条の2参照。消防法施行令第34条の2第2項に規定される基準時とは、消防法第17条の2の5第1項前段の規定等により、現行の基準法令の規定の適用を受けない消防用設備等について、それらの規定が適用されない期間の始期をいうのであるから、基準時以後に増築が複数回行われた場合、増築に係る部分の床面積を合計して政令で定める増築等に該当するか否かを判断する。

(2) 誤り。消防法第17条の2の5第1項及び同条第2項第2号、消防法施行令第34条の2参照。消防法施行令第34条の2第1項第1号において「増築又は改築にかかる当該防火対象物の部分の床面積の合計」に基づき消防法第17条の2の5第2項第2号に該当するか否かを判断することとされていることから、増築を行った部分及び改築を行った部分の床面積を合計して政令で定める増築等に該当するか否かを判断する。

(3) 消防法第17条の2の5第1項、同条第2項第2号及び同条同項第3号、消防法施行令第34条の2参照。政令で定める増築等を行うことにより消防法第17条の2の5第2項第3号の規定に該当するに至り、同条第1項前段の規定による適用除外が失効した後に再び基準法令が改正された場合は、改めて消防法第17条の2の5第1項前段の規定が適用されるが、この場合の基準時は再び基準に適合しなくなった時であり、適用除外が失効する前の基準時とは異なる。

(4) 消防法第17条の2の5第1項参照。消防法第17条の2の5第1項前段の規定が適用される場合においても同条後段において、当該消防用設備等の技術上の基準に関する従前の規定を適用するとされているため、増築工事を行うことにより消防法第17条第2項の規定に基づく従前の火災予防条例で設置義務が生ずる消防用設備等の規模に至った場合は、当該条例に適合するよう消防用設備等を設置する必要がある。

なお、消防法第17条の2の5及び消防法施行令第34条の2の規定は非常に難解である一方、予防行政を行う上で極めて重要な条文なので、「逐条解説 消防法」、「消防法施行令解説」等の解説を熟読されることをお勧めする。

問2 答 (1)

- 解説 (1) 消防法施行規則第24条の2 第1項第1号 参照。液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（以下「液石法」という。）第2条第3項に規定する液化石油ガス販売事業によりその販売がされる液化石油ガス（いわゆるLPGガス）を使用する場合は、ガス漏れ火災警報設備を設置する必要はないとされている。
- (2) 消防法施行規則第24条の2 第1項参照。
- (1) で述べたように、液化石油ガス販売事業によりその販売がされる液化石油ガスは、ガス漏れ火災警報設備を設置すべき燃料用ガスから除かれている。一方、ガス事業法第2条第5項の一般ガス導管事業は、液石法第2条第3項において液化石油ガス販売事業から除かれている。つまり、燃料用ガスとは、主に一般ガス導管事業によって供給される都市ガスを指しており、この場合、ガス漏れ火災警報設備を設置する必要がある。
- (3) 消防法施行規則第24条の2 第1項第2号 参照。
- (4) 消防法施行規則第24条の2 第1項第3号 参照。

【防火査察】

問1 答 (3)

- 解説 (1) 違反処理マニュアルにより適当。
- (2) 消防法及び違反処理マニュアルにより適当。
- (3) 警告は性質上行政指導にあたり法的な強制力はないので、不適当。

解答例

最近、特定の自治体においては、職員の防災対策に関する意識が極めて低い状況にあったことが公表されている。しかし、一般には、防災対策効果が高いことを安心情報として市町民に公開している自治体も多いものと思う。職員の防災意識の低さは、自治体自身の防災への取組が消極的であることを示すものである。因みに、防災意識が低いことを公表した自治体では、「どんな災害が発生したら非常配備などが招集されるのか」という招集基準を把握していない」職員が全体で5割を超えていたとか、「招集時に持参すべき自己の携行品を準備していない」職員も8割を超えていたといわれている。他にも、「4割強の職員が担当避難所の運営マニュアルを持っておらず、鍵の保管場所を知らなかった」とか、「市や自治会主催の防災訓練に参加したことがない職員が4割を超えていた」そうだ。

そして、こうした調査に協力してアンケートに答えた職員は4割強に止まったというのであるから、自治体と職員の防災意識が低下しているのは明らかである。それでは、多くの自治体職員の防災意識は市町民の目線に照らして充分なのか、問題になってくる。少なくとも、自治体の中で防災対策事務を所掌する部署の職員は別にして、他の職員の意識や関心はそれ程高くないというのが現実だろう。実災害に対する自治体の対応遅れが、そのことを如実に物語っている。

それでは、職員の防災意識を高めていくには何が必要なのだろうか。自治体の業務には、農林水産、港湾、河川、道路などのように、日常的な所管業務の中で防災対策を図

- (4) 違反処理マニュアルにより適当。

問2 答 (2)

- 解説 (1) 違反処理マニュアルにより適当。
- (2) 緊急性がある場合は、弁明の機会を付与せず命令を発動することができるので、不適当。
- (3) 違反処理マニュアルにより適当。
- (4) 違反処理マニュアルにより適当。

【危険物】

問1 答 (4)

- 解説 (1) 危険物の規制に関する政令第9条第1項第4号参照。
- (2) 危険物の規制に関する政令第9条第1項第5号参照。
- (3) 危険物の規制に関する政令第9条第1項第6号参照。
- (4) 誤り。可燃性の蒸気・微粉が滞留するおそれのある建築物は、その蒸気又は微粉を屋外の高所に排出する設備を設けること。危険物の規制に関する政令第9条第1項第11号参照。

問2 答 (3)

- 解説 指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱おうとする者は、消防長又は消防署長に届け出なければならない。危険物の規制に関する政令別表第3、火災予防条例（例）第46条参照。指定数量の倍数は、(1)は0.1、(2)は0.15、(3)は0.25、(4)は0.175である。

昇任試験実力養成講座・小論文

っていかなければならないものは頗る多い。しかし、職員の防災意識の低下は市町民の命に関わる点で見逃せない。最も重要なのは、定期的に行われている防災訓練を実践的な内容に変えることである。現実に発生した災害被害を軽減するための具体的な行動が、迅速に執られるかどうかという点で、防災訓練をとおして自治体職員に具体的な災害対策の疑似体験をさせることは非常に重要である。

そして、そうした訓練をとおして取った対策の問題点を探る習慣を、根気よく根付かせることが重要である。また、自治体では、半ば自動的に避難場所を公民館や学校に決めているところが実に多い。こうした公民館や学校は、設置当初から避難場所となることを想定して建設されている訳ではない。施設自体の強度などは十分であるにしても、地震及び風水害時の危険性まで考慮して、立地が検討されたケースは非常に少ない。さらに、一口に避難場所といつても災害の種類や態様によっては、有効な避難場所として機能しないものも数多くある。避難訓練の際には、職員の防災意識の低下ばかりでなく、自治体の防災対策に供する施設などについても、その有効性と機能性を常に検証していく姿勢が求められる。自治体では防災機関として消防機関が唯一である。しかし、自治体の防災対策は、現場活動だけでなく、寧ろ、幅広い市町民を保護に向けられる対策でなければならない。自治体職員が自治体自身の災害に対する機能強化の源泉である。そのことを主眼に防災対策は進める必要がある。